

第2回まちづくりルールの導入に向けた説明会

導入予定のまちづくりルールについて詳しくご説明するため、下記の会場にて説明会を4回にわけて行い、計24名の方にご参加いただきました。

説明会の実施概要			
開催日時		場所	参加人数
平成31年 3月15日(金)	①10:00～11:00	北砂地区集会所 1階洋室	4名
	②14:30～15:30	砂町文化センター 第3・4会議室	7名
	③19:00～20:00	小名木川小学校 3階多目的室	6名
3月16日(土)	④10:00～11:00	砂町区民館 3階タウンホール	7名

説明会の様子



▶ 説明会でいただいたご意見について

説明会当日に地区の皆様から頂いたご意見は下記のとおりです。

すべてのご意見の内容と区の回答は、区のホームページに掲載しています。

- ・道路拡幅・無電柱化について…11件
- ・まちづくりの進め方について…6件
- ・地区計画について…5件
- ・商店街について…5件
- ・建替えについて…3件
- ・行き止まりについて…3件
- ・水害について…2件
- ・その他…1件

▶ 説明会の動画について

説明会で使用した動画は、区のホームページまたは不燃化相談ステーションでもご覧いただけます。

このお知らせに関する問い合わせ先



江東区都市整備部地域整備課 不燃化推進係

〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号
E-mail : tiikiseibi@city.koto.lg.jp / TEL : 03-3647-9491（直通） / FAX : 03-3647-9009

～ 江東区は、東京都と連携して「不燃化特区推進事業」に取組んでいます。～



江東区からのお知らせ 第6号

令和元年6月 発行：江東区都市整備部地域整備課

第2回まちづくりルールの導入に向けた説明会およびアンケートを実施しました

昨年夏に実施した1回目のアンケート結果と説明会の結果を踏まえ、地域の現状に合ったルールをつくるため、2回目の説明会およびアンケートを実施しました。

説明会にご参加いただき、また、アンケートにご協力いただきましてありがとうございました。

第2回まちづくりルールの導入に向けたアンケート結果

アンケートの実施概要	
実施期間	平成31年4月5日～平成31年4月20日
対象区域	北砂三丁目の一部・四丁目・五丁目の一部
配布先	対象区域内の全戸および対象区域外在住の地権者・建物所有者

回収率 約7.7% (配布数 6,647部、回収数 514部)

● 回答方法別回収数

ハガキ	FAX	WEB	持参(ポスト)
446部	2部	51部	17部

● 年代別回収率

30代以下	40代	50代	60代	70代	80代以上	無回答
12.1%	15.2%	16.3%	23.7%	24.1%	7.4%	1.2%

▶ アンケートの内容等について

北砂三・四・五丁目地区 第2回
まちづくりルールの導入に向けた
アンケート調査票

北砂三・四・五丁目地区
まちづくりルールのガイド

まちづくりルールと地区計画について

地区計画の3つの構成

地区計画の3つの構成



今回のアンケートでお配りした
調査票とまちづくりルールのガ
イド、説明会でいただいたご意
見、説明会の動画については、
区のホームページからもご覧い
ただけます。

江東区 不燃化特区 まちづくりルール 検索

アンケートの結果は中面をご覧ください。⇒

アンケートの結果

ルール①建築物等の用途の制限

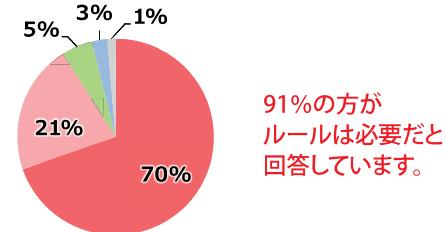
【設問1-1】地区全体において、性風俗店等を建築できないこととします。



92%の方が
ルールは必要だと
回答しています。

ルール①建築物等の用途の制限

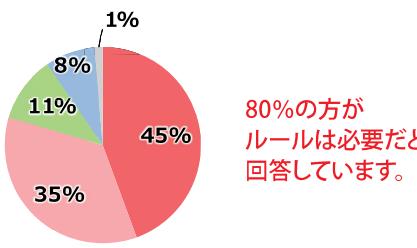
【設問1-2】複合住宅地区において、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等を建築できないこととします。



91%の方が
ルールは必要だと
回答しています。

ルール①建築物等の用途の制限

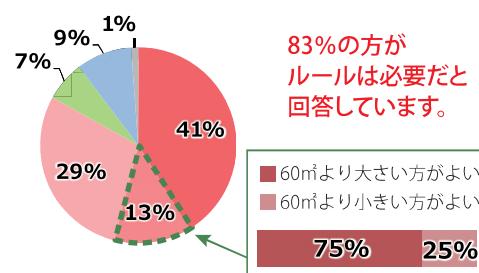
【設問1-3】商店街地区において、住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿、倉庫、自動車車庫等を地上1階部分に建築できないこととします。



80%の方が
ルールは必要だと
回答しています。

ルール②建築物の敷地面積の最低限度

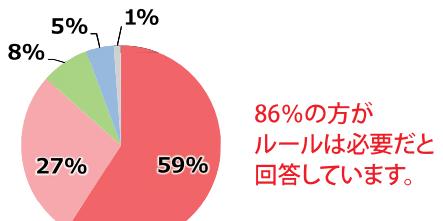
【設問2】地区全体において、建築物の敷地面積の最低限度を60m²以上に定めます。



83%の方が
ルールは必要だと
回答しています。

ルール③壁面の位置と工作物の設置の制限

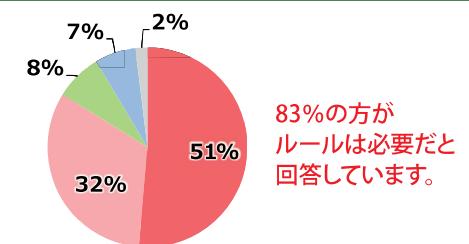
【設問3】主要生活道路において、道路の中心から3m以上壁面の位置を後退して建物を建築します。また、後退した区域での工作物の設置を制限します。



86%の方が
ルールは必要だと
回答しています。

ルール④街並み誘導型地区計画

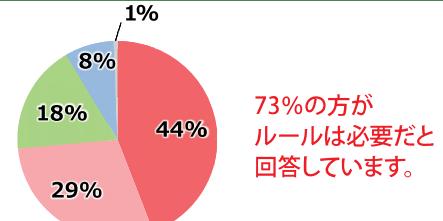
【設問4】砂町銀座商店街のある商店街地区において、道路中心から3m以上壁面の位置を後退して建物を建築し、工作物の設置を制限することに合わせて、高さの最高限度を13mに定めることで現行の建物形態の規制を緩和します。



83%の方が
ルールは必要だと
回答しています。

ルール⑤建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限

【設問5】地区全体において、建築物を建築する際には、周辺と調和したデザインや色彩などにすることを定めます。



73%の方が
ルールは必要だと
回答しています。

回答の選択肢

■ ルールを定めるべき ■ ルールは必要だが、内容をよく知ってから判断したい ■ ルールはいらない ■ よくわからない ■ 無回答

【参考】土地利用の方針(案)



- A [住宅地区]** 住宅を中心とした土地利用と、良好で安全な住環境の市街地形成を図る。
- B [複合住宅地区]** 住宅・工業・商業が調和した土地利用と、良好で安全な住環境の市街地形成を図る。
- C [住商複合地区]** 住宅地の居住環境と調和した商業地の形成を図る。
- D [商店街地区]** 商業を中心とした土地利用を図り、防災性の向上及び良好な景観形成により、より安全で魅力ある拠点形成を図る。
- E [幹線道路沿道地区]** 延焼遮断帯の形成による不燃化とともに、幹線道路沿道にふさわしい複合市街地の形成を図る。

【参考】地区施設(案)



主要生活道路 【幅員 6 m】

地区の骨格となる道路ネットワークとして、特に重要性の高い路線を位置づけます。

【災害時・平常時】
消防活動・避難及び延焼遮断帯機能を確保
※別途、道路事業計画により整備予定です

区画道路 【幅員 4 m】

地区的外周及び主要生活道路をつなぐ道路を位置づけます。

【平常時】 駐車車両がない場合、消防活動可能
【災害時】 最低限の避難機能の確保

公園・広場等

地区的防災性の向上及び身近に憩える場所として位置づけます。
【災害時】 災害時の一時避難場所として確保